

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○愛知県地球温暖化対策推進条例	第45号	(地球温暖化対策課)	3
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第46号	(税務課)	10
○あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例	第47号	(同)	11
○愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例	第48号	(障害福祉課)	11
○愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	第49号	(農地計画課)	11
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第50号	(建設総務課)	12
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第51号	(建築指導課)	12
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第52号	(病院事業庁管理課)	13
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	第53号	(子ども女性安全対策課)	14

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県地球温暖化対策推進条例（条例第45号）

- 1 全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。
- 2 県、事業者及び県民の責務について定めることとした。
- 3 知事は、温室効果ガス総排出量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な地球温暖化対策の推進に関する計画を定めるものとする事とした。
- 4 事業活動における地球温暖化対策について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 事業者は、事業活動において使用するエネルギーの量を把握し、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、事業活動を行う各過程において温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう努めること。
 - (2) 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）の作成等
 - ア 事業活動における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者は、地球温暖化対策計画書等を作成し、知事に提出すること。また、当該事業者は、地球温暖化対策計画書等の内容を公表するよう努めること。
 - イ 知事は、提出された地球温暖化対策計画書等について、温室効果ガスの排出の状況等を公表するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の状況等の評価を行い、その結果を公表すること。
 - ウ 知事は、提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができること。
 - エ 知事は、アの事業者が、地球温暖化対策計画書等を提出せず、又は虚偽の内容を含むものを提出したときは、当該事業者に対し勧告し、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができること。
- 5 日常生活における地球温暖化対策について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 県民は、日常生活において使用するエネルギーの量を把握し、支障のない範囲内で、温室効果ガスの排出の量がより少ない生活様式となるよう努めること。
 - (2) 小売店舗事業者は、主として日常生活の用に供する未使用のエアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵

庫又は電気冷凍庫を購入しようとする者に対し、エネルギーの使用の合理化に資する事項の説明に努めること。

- 6 その他の地球温暖化対策及び関連する取組について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 公共交通機関の利用による通勤を促進するための措置及び公共交通機関の利用等による商業施設その他の多数の者が利用する施設への来場を促進するための措置
 - (2) 次世代自動車の普及の促進
 - (3) 市町村に対する地方公共団体実行計画に関する技術的支援その他の必要な支援
 - (4) 再生可能エネルギー等の優先的な使用
 - (5) 森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用についての理解、森林の整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進
 - (6) 地球温暖化対策に関する事項についての啓発及び学習の機会の充実並びに地球温暖化対策に関し専門的な知識又は経験を有する人材の育成
 - (7) 地球温暖化対策の推進に寄与する先導的な技術の研究開発の推進及びその成果の普及
 - (8) 気候変動への適応に資する取組の推進及び情報の提供
- 7 この条例の制定に伴い、県民の生活環境の保全等に関する条例について、必要な規定の整備を行うこととした。
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4(2)及び7の一部については、平成31年4月1日から施行することとした。

◇愛知県県税条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）又は古物営業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 県民税の均等割の税率の特例措置の適用期間を5年間延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 愛知県障害者差別解消調整委員会の委員の定数を増加することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 土地改良法施行令の一部改正に伴い、国営土地改良事業の受益者から元利均等年賦支払の方法により徴収する負担金の支払期間の始期の特例を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 新たに建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 仮設建築物建築許可申請手数料の額を改定することとした。
- 3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料を廃止することとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 愛知県がんセンター愛知病院を廃止することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 新たに嫌がらせ行為（正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者等のうち同一の者に対して、次の行為を反復して行うことをいう。以下同じ。）を禁止することとした。

- (1) つきまとい、待ち伏せ、立ち塞がり、見張り、押し掛け又はうろつき
 - (2) 行動を監視していると思わせるような事項の告知等
 - (3) 面会その他の義務のないことの要求
 - (4) 著しく粗野又は乱暴な言動
 - (5) 無言電話又は連続の電話、ファクシミリ送信若しくは電子メールの送信等
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物の送付等
 - (7) 名誉を害する事項の告知等
 - (8) 性的羞恥心を害する事項の告知、文書等の送付・送信等
- 2 嫌がらせ行為をするおそれがある者であることを知りながら、相手方の氏名、住所その他の嫌がらせ行為をするために必要となる相手方に係る情報を提供することを禁止することとした。
 - 3 警察本部長又は警察署長は、嫌がらせ行為の相手方等から申出があったときは、被害を自ら防止するための措置の教示その他必要な援助を行うものとする事とした。
 - 4 卑わいな行為（正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、一定の行為をすることをいう。以下同じ。）について、新たに次の行為を禁止することとした。
 - (1) 公共の場所又は公共の乗物において、衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影する目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の身体若しくは下着に向けること。
 - (2) 学校、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用することができる場所又は乗物における次の行為
 - ア 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。
 - イ アの行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の身体若しくは下着に向けること。
 - (3) 住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所（改正前：公衆が利用することができる浴場、便所、更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所）における次の行為
 - ア 人の姿態をのぞき見し、又は撮影すること。
 - イ アの行為をする目的で、写真機等を設置し、又は人の姿態に向けること。
 - 5 1の禁止規定に違反した者に対する罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（常習の場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金））を設けることとした。
 - 6 4を含む卑わいな行為の禁止規定に違反した者に対する罰則を6月以下の懲役又は50万円以下の罰金から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（常習の場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金から2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に改めることとした。
 - 7 条例の題名を「愛知県迷惑行為防止条例」に改めることとした。
 - 8 この条例は、平成31年1月1日から施行することとした。

条 例

愛知県地球温暖化対策推進条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十五号

愛知県地球温暖化対策推進条例

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 地球温暖化対策の推進に関する計画（第六条）

第三章 地球温暖化対策の推進

第一節 事業活動における地球温暖化対策（第七条—第十一条）

第二節 日常生活における地球温暖化対策（第十二条・第十三条）

第三節 その他の地球温暖化対策及び関連する取組（第十四条―第二十一条）

第四章 雑則（第二十二條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、また、地球温暖化の影響が既に生じていることに鑑み、愛知県環境基本条例（平成七年愛知県条例第一号）第二条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。
- 三 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- 五 温室効果ガス総排出量 法第二条第五項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。

（県の責務）

第三条 県は、地球温暖化対策の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の策定に際しては、気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応であつて地球温暖化に関連するもの（以下「気候変動への適応」という。）について考慮するものとする。
- 3 県は、市町村、事業者、県民、民間団体（事業者又は県民が組織する民間の団体をいう。以

下同じ。)等と連携して第一項の施策を実施するよう努めるとともに、これらのものが行方地球温暖化対策の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、自らの事業活動における温室効果ガスの排出を抑制することが地球温暖化対策の推進に必要であることを認識し、温室効果ガスの排出の抑制等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策の推進に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、自らの日常生活における温室効果ガスの排出を抑制することが地球温暖化対策の推進に必要であることを認識し、温室効果ガスの排出の抑制等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する地球温暖化対策の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 地球温暖化対策の推進に関する計画

第六条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス総排出量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき地球温暖化対策の推進に関する計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、気候変動への適応に資する取組を推進するための計画を含むものとする。

第三章 地球温暖化対策の推進

第一節 事業活動における地球温暖化対策

(事業活動におけるエネルギーの使用の合理化等)

第七条 事業者は、その事業活動において使用するエネルギーの量を把握し、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、物の製造、加工又は販売、役務の提供その他の事業活動を行うに当たっては、その各過程において、温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう努めなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第八条 事業活動における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策計画書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該特定事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該特定事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(地球温暖化対策実施状況書の作成等)

第九条 特定事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策実施状況書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表)

第十条 知事は、第八条第一項又は前条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）について、温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を公表するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の状況等の評価を知事が別に定めて公表する基準により行い、当該評価の結果のうち規則で定めるものについて公表するものとする。

2 特定事業者は、第八条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書等を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。

(地球温暖化対策計画書等に係る助言)

第十一条 知事は、特定事業者に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による助言を行うため必要な限度において、当該特定事業者の協力を得て、地球温暖化対策計画書等の内容に関する資料の提供を受け、又はその職員に、温室効果ガスの排出をする工場若しくは事業場その他の場所において、事業の用に供する設備その他の物件を確認させることができる。

第二節 日常生活における地球温暖化対策

(生活様式の見直し)

第十二条 県民は、その日常生活において使用するエネルギーの量を把握し、支障のない範囲内で、その生活様式が、温室効果ガスの排出の量がより少ないものとなるよう努めなければならない。

(日常生活用電気機器を購入しようとする者に対する説明)

第十三条 日常生活用電気機器（主として日常生活の用に供する未使用の電気機器であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）の小売の事業を店舗において行う者は、その店舗において日常生活用電気機器を購入しようとする者に対し、エネルギーの使用の合理化に資する事項（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十一条の規定を実施するため、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置として経済産業大臣により定められたものにおいて、当該日常生活用電気機器について表示することとされている事項をいう。）を説明するよう努めなければならない。

- 一 エアコンディショナー
- 二 照明器具
- 三 テレビジョン受信機
- 四 電気冷蔵庫
- 五 電気冷凍庫

第三節 その他の地球温暖化対策及び関連する取組

（公共交通機関の利用の促進等）

第十四条 事業者は、その従業者が通勤に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用することによる温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用による通勤を促進するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 商業施設その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、その施設の利用者が来場に自動車を使用することによる温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用、自転車の使用又は徒歩による来場を促進するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（次世代自動車の普及の促進）

第十五条 県は、市町村及び事業者と連携し、次世代自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車で、その使用により排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ないものをいう。）の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（まちづくりの推進に関する支援）

第十六条 県は、市町村におけるまちづくりの推進が、その地域の特性に応じて温室効果ガスの排出の抑制等に配慮されたものとなるよう、市町村に対し、法第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する技術的支援その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（再生可能エネルギー等の優先的な使用）

第十七条 事業者及び県民は、エネルギーを使用するに当たっては、できる限り、太陽光、風力その他の再生可能エネルギー、工場等の排熱その他の未利用エネルギー及び水素エネルギー

(以下「再生可能エネルギー等」という。)を優先的に使用するよう努めなければならない。

- 2 県は、再生可能エネルギー等の優先的な使用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全の推進等)

第十八条 森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう)、事業者、県民及び民間団体は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用についての理解を深めるよう努めるとともに、相互に連携し、森林の整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用を推進するよう努めなければならない。

(啓発等及び人材の育成)

第十九条 県は、地球温暖化対策の重要性についての県民の理解を深めるため、市町村、事業者及び民間団体と連携し、家庭、学校その他の社会における様々な分野において、温室効果ガスの人為的な要因による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することが将来的に必要となること等の地球温暖化対策に関する事項についての啓発及び学習の機会の充実を図るよう努めるとともに、地球温暖化対策に関し専門的な知識又は経験を有する人材を育成するよう努めるものとする。

(先導的な技術の研究開発の推進等)

第二十条 県は、事業者及び大学その他の研究機関と連携し、地球温暖化対策の推進に寄与する先導的な技術の研究開発を推進し、及びその成果の普及を図るよう努めるものとする。

(気候変動への適応に資する取組の推進等)

第二十一条 県は、国、市町村、事業者その他の気候変動への適応に関係を有する者と連携し、気候変動への適応に資する取組を推進するよう努めるとともに、市町村、事業者、県民及び民間団体に対し、気候変動への適応に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

第四章 雑則

(適用除外)

第二十二条 この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十一条まで及び附則第五項から第九項までの規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(地球温暖化対策の推進に関する計画に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に附則第四項の規定による改正前の県民の生活環境の保全等に関する条例(平成十五年愛知県条例第七号)第七十二条第一項の規定により定められている計画は、

第六条の規定により定められた計画とみなす。

(読替規定)

- 3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十五号)の施行の日の前日までの間は、第十三条中「第百六十一条」とあるのは、「第八十六条」と読み替えるものとする。

(県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

- 4 県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十三条第一項中「温室効果ガス総排出量」の下に「(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第五項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。)」を、「温室効果ガスの排出の抑制等」の下に「(同条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。)」を加える。

- 5 県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

「第二節 地球温暖化の防止(第七十二条―第七十五条)

目次中

第二節の二 建築物に係る環境への負荷の低減(第七十五条の二―第七十五条の

七)

を

「第二節 建築物に係る環境への負荷の低減(第七十二条―第七十五条の三)」に改め

る。

第三章第一節を削る。

第三章第一節の二中第七十五条の二を第七十二条とし、第七十五条の三を第七十三条とし、第七十五条の四を第七十四条とし、第七十五条の五を第七十五条とする。

第七十五条の六中「第七十五条の四第一項」を「第七十四条第一項」に、「第七十五条の三第一項第四号」を「第七十三条第一項第四号」に改め、同条を第七十五条の二とする。

第七十五条の七中「第七十五条の四第一項」を「第七十四条第一項」に、「第七十五条の五第一項」を「第七十五条第一項」に改め、同条を第七十五条の三とする。

第三章中第二節の二を第一節とする。

第百一条中「第七十五条、第七十五条の七」を「第七十五条の三」に改める。

第百四条第一項中「地球温暖化対策事業者」を削る。

(県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 平成三十一年四月一日前に前項の規定による改正前の県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「旧条例」という。)第七十三条第一項の規定により提出された同項に規定する地球温暖化対策計画書(以下「旧計画書」という。)に基づく旧条例第七十四条第一項に規定する地球温暖化対策実施状況書であつて、平成三十一年度以後の各年度に提出すべきものについて

は、なお従前の例による。

- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する地球温暖化対策実施状況を旧条例第七十四条第一項の規定により提出することとなる旧条例第七十三条第一項に規定する地球温暖化対策事業者については、旧計画書の計画期間内に限り、当該地球温暖化対策事業者が第八条第一項に規定する特定事業者に該当する場合であっても、同項の規定は、適用しない。
- 8 前項の規定にかかわらず、同項の地球温暖化対策事業者（第八条第一項に規定する特定事業者に該当するものに限る。）は、旧計画書の計画期間内においても、申出により、同条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出をすることができる。
- 9 前項の申出により第八条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があつた場合における附則第六項の規定の適用については、同項中「もの」とあるのは、「もの（附則第八項の申出により第八条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があつた日の属する年度の翌年度以後の各年度に提出すべきものを除く。）」とする。

愛知県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十六号

愛知県県税条例の一部を改正する条例

愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三條の二第十四項中「第十條第三項」を「第十六條第三項」に改める。

第七十三條の二中「第三條第一項」を「第三條」に、「許可」を「許可（同法第二條第二項第一号に係るものに限る。）」に改める。

附則第十二條の二の二第二項第一号イ(2)及び第十三條第三項第二号中「第八十條第一号イ」を「第四百四十七條第一号イ」に、「第七十八條第一項」を「第四百四十五條第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十二條の二の二第二項第一号イ(2)及び第十三條第三項第二号の改正規定 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）
- 二 第七十三條の二の改正規定 古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日

あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十七号

あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例

あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年度」を「平成三十五年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改める。

附則第二項中「平成三十年度」を「平成三十五年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十八号

愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例

愛知県障害者差別解消推進条例（平成二十七年愛知県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「十五名」を「三十名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十九号

愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十二年愛知県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「より災害復旧」の下に「又は突発事故被害の復旧（以下この項において「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に改め、同条第三項中「年五分」を「政令第五十三條第二項又は第五十三條の二第一項の規定により農林水産大臣

が定める率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第八住宅確保要配慮者円滑人居賃貸住宅事業登録事務の項を削り、同表建築確認等事務の

項 中	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	一件につき	三三、〇〇〇	を
-----	-------------------------	-------	--------	---

建築物の敷地と道路との関係の建築確認申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇	に、
建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料	一件につき	三三、〇〇〇	

仮設建築物建築許可申請手数料	一件につき	一一〇、〇〇〇	を
----------------	-------	---------	---

仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく許可に係るもの	一件につき	一六〇、〇〇〇	に改める。
	その他の許可に係るもの	一件につき	一一〇、〇〇〇	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十一号

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例

愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第五条中「おいては」を「あつては」に、「第四十三条第一項ただし書の規定による許可を受けた」を「第四十三条第二項各号のいずれかに該当する」に改める。

第六条第一項中「第四十三条第一項ただし書の規定による許可を受けた」を「第四十三条第二項各号のいずれかに該当する」に改める。

第七条中「おいては」を「あつては」に、「第四十三条第一項ただし書の規定による許可を受けた」を「第四十三条第二項各号のいずれかに該当する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十二号

愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年愛知県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「愛知県がんセンター中央病院、愛知県がんセンター愛知病院及び愛知県がんセンター研究所」を「病院及び研究所」に改め、同条第三項中「愛知県がんセンター中央病院及び愛知県がんセンター愛知病院」を「愛知県がんセンターの病院」に、「愛知県がんセンター研究所」を「愛知県がんセンターの研究所」に改める。

第八条第二項中「愛知県がんセンター中央病院及び愛知県がんセンター研究所」を「愛知県がんセンター」に、「並びに」を「及び」に改める。

第九条中「愛知県がんセンター研究所」を「愛知県がんセンターの研究所」に改める。

別表第一愛知県がんセンター中央病院の項中「愛知県がんセンター中央病院」を「愛知県がん

センター」に、
「一 悪性新生物に関する診断及び治療を行うこと。
二 悪性新生物に関する技術者の研修を行うこと。」

- 「一 病院の業務
 - イ 悪性新生物に関する予防、診断及び治療を行うこと。
 - ロ 悪性新生物に関する予防、診断及び治療についての臨床研究を行うこと。
 - ハ 悪性新生物に関する技術者の研修を行うこと。
- 二 研究所の業務
 - イ 悪性新生物に関する予防、診

に改め、「薬物療法内科」の下に「内視鏡内科」を「形

- 断及び治療についての調査及び
研究開発を行うこと。
ロ 悪性新生物に関する研究者の
研修を行うこと。
ハ 悪性新生物に関する調査及び
研究開発を行う者に施設を利用
させること。」

成外科」の下に「腫瘍精神科」を、「眼科」の下に「リハビリテーション科」を加え、同表愛知県がんセンター愛知病院の項及び愛知県がんセンター研究所の項を削る。

別表第二駐車場使用料の項中「愛知県がんセンター中央病院」を「愛知県がんセンターの病院」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年愛知県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号を次のように改める。

三 愛知県がんセンターの病院

別表第二第三号中「愛知県がんセンター研究所」を「愛知県がんセンターの研究所」に改める。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛知県迷惑行為防止条例

第一条中「公衆」を「県民、滞在者等」に、「暴力的不良行為等」を「行為」に、「県民生活の平穩」を「その平穩な生活」に改める。

第二条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「故なく」を「正当な理由なく」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「故なく」を「正当な理由なく」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

(卑わいな行為の禁止)

第二条の二 何人も、公共の場所又は公共の乗物（第三項に定めるものを除く。）において、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること。

二 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

三 前号に掲げる行為をする目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器（以下「写真機等」という。）を設置し、又は衣服等で覆われている人の身体若しくは下着に向けること。

四 前三号に掲げるもののほか、人に対し、卑わいな言動をすること。

2 何人も、学校、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用することができる場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物に該当するもの及び次項に定めるものを除く。）において、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

二 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の身体若しくは下着に向けること。

3 何人も、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所において、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人の姿態をのぞき見し、又は撮影すること。

二 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は人の姿態に向けること。

(嫌がらせ行為の禁止等)

第二条の三 何人も、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第一条第一項に規定する目的を除くほか、正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者のうち、同一の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等（同条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

- 一 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 二 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 六 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 何人も、前項の規定に違反する行為（以下この条において「嫌がらせ行為」という。）をおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該嫌がらせ行為の相手方の氏名、住所その他の当該嫌がらせ行為の相手方に係る情報で嫌がらせ行為をするために必要となるものを提供してはならない。

3 警察本部長又は警察署長は、嫌がらせ行為の相手方又はその保護者から、当該嫌がらせ行為に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、これらの者に対し、当該嫌がらせ行為に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

第八条第三項中「故なく」を「正当な理由なく」に改める。

第十五条中「第十一条又は第十三条の規定による命令」を「第二条の二又は第二条の三第二項の規定」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 常習として前項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条第一項中「第二条第二項又は第三項の規定」を「第十一条又は第十三条の規定による命令」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項を削る。

第十八条第一項第一号中「第二条第一項、第四項又は第五項」を「第二条」に改める。

第二十一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(愛知県風俗案内所規制条例の一部改正)

3 愛知県風俗案内所規制条例(平成二十四年愛知県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号ト中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「愛知県迷惑行為防止条例」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

(酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例の一部改正)

4 酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例(平成二十九年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「愛知県迷惑行為防止条例」に改める。

